

個別規程 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング

令和4年6月16日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
プライベートルーティング	契約者が指定する一のプライベートルーティング(以下この個別規程において「親たるプライベートルーティング」といいます。)に対し、当社と契約者との間で一の契約(以下この個別規程において「親たる契約」といいます。)を締結するもの
仮想ルータ	一の親たる契約に係る当社の定める単位等によって論理的に区分けされた仮想ルータ(以下この個別規程において「仮想ルータ」といいます。)ごとに、当社と契約者との間でそれぞれ一の契約(以下この個別規程において「子たる契約」といいます。)を締結するもの
PBB 接続	一の子たる契約に係る IIJ プライベートバックボーンサービスとの接続(以下この個別規程において「PBB 接続」といいます。)ごとに、当社と契約者との間でそれぞれ一の契約(以下この個別規程において「孫たる契約」といいます。)を締結するもの

第2条(品目)

種類を PBB 接続とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングには、次の品目(以下この個別規程において「PBB 接続品目」といいます。)があります。

PBB 接続品目	内容
100Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 100Mbps であるもの

200Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 200Mbps であるもの
300Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 300Mbps であるもの
400Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 400Mbps であるもの
500Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 500Mbps であるもの
600Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 600Mbps であるもの
700Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 700Mbps であるもの
800Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 800Mbps であるもの
900Mbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 900Mbps であるもの
1Gbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 1Gbps であるもの
2Gbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 2Gbps であるもの
3Gbps	仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービスを接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 3Gbps であるもの

備考

(1)「帯域上限」は、仮想ルータと IIJ プライベートバックボーンサービス間の接続において利用可能な帯域の上限を指します。

第3条(最低利用期間)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第4条(契約の単位)

当社は、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの場合にあっては、契約者が指定する一の親たるプライベートルーティングごとに一の親たる契約、一の仮想ルータごとに一の子たる契約、一の PBB 接続ごとに一の孫たる契約に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング契約を締結します。

2 一の親たる契約に係る子たる契約の契約数の上限は 30 とします。一の子たる契約に係る孫たる契約の契約数の上限は 5 とします。

3 前項の契約数の上限を超えて IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの利用の申込を承諾しないものとします。

第5条(利用資格)

種類を PBB 接続とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。

第6条(品質保証)

種類を仮想ルータとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングにおいては、仮想ルータのネットワーク稼働率について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第7条(解除の効力が生ずる日)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

2 親たる契約の解除にあつては、当該契約に対応する子たる契約及び孫たる契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。また、子たる契約の解除にあつては、当該契約に対応する孫たる契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 9 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングにおいて第 6 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 3 に定めるところにより、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの料金の減額を行うものとします。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額とします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 10 条(保証の限定)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングは、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

(1) IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングが常に可用であること

第 11 条(機能の制限)

当社は、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

第 12 条(当社の責任の制限)

当社は、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

附則

令和 4 年 6 月 16 日施行

この契約約款は、令和 4 年 6 月 16 日から実施します。

別紙 1 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングにおける品質保証 [第 6 条関係]

1 稼働率

(1) 保証基準

種類を仮想ルータとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングにおいて提供する仮想ルータのネットワーク稼働率(当社の定める算定方法による)が 99.99% 以上であること

別紙 2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティングにおける料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

0 円

2 月額費用

一の親たる契約について以下を合計した額とします。

種類	料金
プライベートルーティング	0 円
仮想ルータ	10,000 円に子たる契約数(ただしーを減じるものとする)を乗じた額
PBB 接続	利用している PBB 接続品目すべての帯域総計(ただしそこから 500Mbps 分を減じるものとする)に基づき算定し、100Mbps あたり 10,000 円とする

別紙 3 料金の減額 [第 9 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 9 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額（第9条第2項関係）

違背が生じた該当の子たる契約に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング契約に対応する親たる契約に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 プライベートルーティング契約の月額費用の10分の1を減額するものとする。